

追加募集します

地域経済活性化事業

補助金

問い合わせ 産業振興課 ☎5921331

地域経済活性化事業補助金の補助対象者を追加で募集します。なお、申請を希望する方は、事前に産業振興課に相談してください。
対象など詳細は、市ホームページを確認してください。



こちらから市ホームページを確認できます。

対象

- ① 中小事業者などで、次の事業ごとの要件を全て満たす方
- ② 商品開発・改良事業
- ③ 商品を販売または製造する事業所が市内にある
- ④ 市税の滞納がない
- ⑤ 市内で事業を1年以上継続している

- ④ 支援機関などの支援を受けている
 - ⑤ 大竹生まれ商品として登録し、新商品などの販売を開始した日から2年以内に市のふるさと納税返礼品とするための手続きを行う
- 【販路拡大事業】
- ① 商品を販売または製造する事業所が市内にある
 - ② 市税の滞納がない
- 【創業に係る事業】
- ① 補助金を募集する年度内に市内で創業しようとする方、または創業した方
 - ② 商品を販売または製造する事業である
 - ③ 税の滞納がない
 - ④ 支援機関などの支援を受けている
 - ⑤ 市内で事業を営んでいない方が新たに事業を開始する

補助金の対象経費と上限額

各事業の補助対象経費（税込み）の2分の1以内（1000円未満切り捨て）

手続き

該当と思われる方には確認書を送付しますので、内容を確認し、返送してください。

返送期限

確認書の発送日から3カ月以内

【家計急変世帯】

支給対象

- ① 令和4年1月以降、家計が急変し、同一の世帯に属する方全員が、令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯。
- ② 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受け取っていない世帯

手続き

地域介護課で申請してください。その際に①本人確認書類②令和4年1月以降の直近の1カ月の収入または所得が確認できる書類（給与明細の写しなど）③支給を希望する金融機関口座の通帳を持参してください。

申請期限

12月28日(木)

内閣府コールセンター

受付時間 9時～20時

フリーダイヤル

☎0120・526・145

不明な点は地域介護課へお問い合わせください。

【商品開発・改良事業】

調査研究費、開発費、借損料、資料購入費、通信運搬費、委託費（補助金上限額は250万円）

【販路拡大事業】

委託費、印刷製本費、旅費、通信運搬費、出展料、使用料（補助金上限額10万円）

【創業に係る事業】

店舗などの改装費（市内事業者が

農業に取り組む人を養成

受験案内 県立農業技術大学校

問い合わせ

県立農業技術大学校教務課
☎0824720094

学科と定員 本科40人程度

- 園芸課程（野菜・花きコース、落葉果樹コース）
- 畜産課程（肉用牛コース）

修業年限 2年

入学資格 将来農業に従事しようとする方および農業・農村の担い手を目指す方で、高卒または同等以上の学力のある方

学費など（令和4年度）

授業料

11万8800円（年額）

学生寮費

12万7200円（年額）

施工する場合限定）、家賃、印刷製本費、委託費（補助金上限額60万円）申し込み
9月1日(木)から30日(金)までに必要書類を添えて申請書を産業振興課へ。
※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。

入試方法

【推薦入試】

○願書受付期間

9月12日(月)～10月6日(木)

○試験日 10月20日(木)

【一般入試（前期）】

○願書受付期間

11月18日(金)～12月8日(木)

○試験日 12月22日(木)

【一般入試（後期）】

○願書受付期間

1月27日(金)～2月13日(月)

○試験日 2月28日(火)

【社会人特別入試】

○願書受付期間

10月3日(月)～12月8日(木)

○試験日 12月22日(木)

おたけごみ事情 No.50

衣類・毛布類のごみ出しは適切に

交ぜないで処理不適用物（電池やベルトが入っていることが）

問い合わせ

環境整備課リサイクルセンター

☎525101

オル（バスタオル以外）は、布類として「もやすごみの日」に出してください。

衣類・毛布類は細かくして固形燃料にしています。適切なごみの処理のためにも、ご協力をお願いします。



●「衣類・毛布類」は月1回収集（1月を除く）
毛布、シャツ、薄手の布団、衣類、ビニールシート、カーテン、布製の玄関マット、バスタオルなど（衣類のボタンやファスナーはついたまま出せます）

昨年の4月からごみの区分に衣類・毛布類を新設しましたが、出されたごみの中に、処理不適用物が混在していることがありますので、次のことをお願いします。

- 電気毛布や電気カーペットは出さないでください。（もやさないごみの日に出してください）
- 電池、電気コード、皮ベルトなどが交ざっている場合があります。ごみ出しの前に、処理不適用物が交ざっていないか、今一度確認してください。
- 下着、靴下、手袋、ハンカチ、タ

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。
「ひろしま環境の日」一斉行動

9月のテーマ

やってみよう省エネ生活!
～こまめに水を止めよう～



家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

こんなときどうする？クイズ！

くらしのトラブルを防ぐ方法を 考えてみましょう。

問い合わせ
消費生活センター（産業振興課内） ☎573236
【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～12時・13時～16時



こんな断り方はダメ
・忙しいので・結構です
・よく分からない・いいです



Q1 電話勧誘販売

突然電話がかかってきて「電話料金が安くなります。弊社との契約にかえませんか？」と勧誘されたときはどうする？

A. 詳しく話を聞いて考える
B. とりあえず、資料を送ってもらおう
C. すぐきっぱり断る



Q2 訪問販売

突然やってきた事業者者に「2階の瓦がずれているので、無料で点検しますよ。保険で修理ができますよ」と言われたときはどうする？

A. 無料点検を受けてみる
B. ドアを開けずに断る
C. 家族がいるときに点検してもらおう

Q3 突然の水漏れ

夜に家のトイレの水が止まらなくなったときはどうする？

A. インターネットで修理業者を探して連絡する
B. ポストに入っていたチラシの修理業者に連絡する
C. 止水栓を閉めて水を止める

◎こたえ

A1 電話勧誘販売

C. すぐきっぱり断る
話が長くならないうちに話を打ち切り、きっぱり断りましょう。それでもしつこい勧誘をされた場合、「いいりません」「興味がありません」「電話を切ります。もう電話をかけてこないでください」と遠慮せずきっぱり断りましょう！

A2 訪問販売

B. ドアを開けずに断る
保険が下りる保証はありません。ドアを開けずに断りましょう。それでも、しつこく勧誘された場合、「お帰ってください。今後の勧誘は一切お断りします」と遠慮せずはつきり断りましょう！

A3 突然の水漏れ

C. 止水栓を閉めて水を止める
まずは落ち着きましょう。止水栓を止めれば水は止まります。慌てて見つけた事業者に連絡すると、実際の料金・サービス内容が広告や説明と異なり、高額な費用を請求されることがあります。

賃貸物件の場合

管理会社に連絡しましょう。

持ち家の場合

自治体が地元の修理業者を紹介していないか確認し、複数社から修理の見積もりを取って検討しましょう。（国民生活センターチラシ「こんなときどうする」より）

マイナンバーカードには2つの有効期限があります。

「カードの有効期限」と「電子証明書の有効期限」です。それぞれ有効期限の3カ月前から更新手続きができます。有効期限の2カ月前には「有効期限通知書」を送付していますので、更新手続きをお願いします。「マイナンバーカードの有効期限」の表を確認してください。

更新の際は、今までのカードを返納していただく必要があります。更新前に紛失などでカードの返納ができない場合は交付手数料（800円、電子証明書を希望する方は別途200円）がかかります。

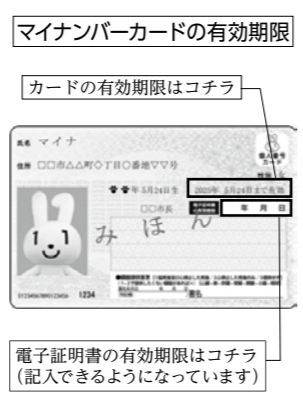
知るよ マイナンバー#6

マイナンバーカードに2つの有効期限

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2143

の有効期限前に有効期限を変更する手続きに、市民税務課までお越しください。カードと設定した暗証番号の入力が必要です。

有効期限までに変更の手続きをしなかった場合、カードは失効します。失効後、カードを再発行する場合は、交付手数料（800円、電子証明書を希望する方は別途200円）がかかります。



カード申請日が 令和4年4月以降	18歳以上の方	カード発行日（製造日）から	10回目の誕生日まで
	17歳以下の方	カード発行日（製造日）から	5回目の誕生日まで
カード申請日が 令和4年3月以前	20歳以上の方	カード発行日（製造日）から	10回目の誕生日まで
	19歳以下の方	カード発行日（製造日）から	5回目の誕生日まで

電子証明書発行日から「5回目の誕生日まで」です。

カードの有効期限より先に電子証明書の有効期限が到来する方は、電子証明書のみ更新が必要です。市民税務課までお越しください。カードと設定した暗証番号の入力が必要です。

外国人住民の方の有効期限

中長期在留者（永住者、高度専門職第2号を除く）の方については、在留期間（満了日）が有効期限となります。在留期間の更新手続きが完了しましたら、マイナンバーカード

今なら手軽に！ ケータイショップでマイナンバーカード

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2143

QRコード付き交付申請書をお持ちの方も、お持ちでない方も、スマホをお持ちでない方もケータイショップスタッフが申請完了までしっかりサポートしてくれます。

実施店舗はこちら

- ドコモショップゆめタウン大竹店
 - auショップゆめタウン大竹
 - ソフトバンク大竹晴海
 - ワイモバイルゆめタウン大竹
- ※来店予約が必要な場合があります。事前に各ショップにお問い合わせください。

申請手続きが完了したら、あとは市民税務課からの交付通知書（はがき）を待つだけ。

ケータイショップでの申請から通知書が届くまでおおむね1カ月程度。

※マイナンバーカードの申請が一定期間内に集中したり、市民税務課の窓口が混雑していたりする場合は、これ以上の時間がかかる場合があります。

交付通知書が届いたら本人確認書類など必要なものをそろえて、市民税務課までカードを受け取りに来てください。

平日や日中の受け取りが難しい方は、月4日程度夜間・休日の時間外受取窓口を開設しますので、ぜひ利用してください。（詳しい日時は市ホームページをご覧ください）



年金
のはなし
No.311

受け取る年金を増やせる制度とは

問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-5351505 保健医療課 ☎592141

加入期間に利用できる制度

【保険料の追納制度】
国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納める（追納）ことができます。

ただし、免除などの承認申請を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

【付加保険料制度】
国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めた期間がある場合は、付加保険料納付済月数に200円を乗じた額が老齢基礎年金（年額）に上乗せされます。

【任意加入制度】
老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができます。

受給開始時期に利用できる制度

【繰り下げ受給】
老齢基礎年金・老齢厚生年金は、希望すれば、本来の受給開始年齢よりも遅い時期に受け取ることができます。

繰り下げ受給は、66歳から75歳（昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳）になるまでの間に請求することができます。繰り下げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて、受給権発生年月日から繰り下げした月数ごとに0.7%年金額が増額され、その増額率は生涯変わりません。また、増額された年金は、繰り下げ請求した月の翌月分から受け取ることができます。

障害者虐待の種類

- 養護者による虐待
- 障害者福祉施設従事者等による虐待
- 使用者による虐待

養護者とは

障害者の身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人などのことです。

障害者福祉施設従事者等とは

障害者総合支援法などに規定する「障害者支援施設」または「障害者福祉サービス事業等」に関する業務に従事する人が該当します。

使用者とは

障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他労働者に関する事項について事業主のたために行為をする人が該当します。

障害者虐待の例

- 身体的虐待
 - 殴る・ける・食事を与えないなど
- 性的虐待
 - わいせつな映像などを見せるなど
- 心理的虐待
 - 「何度言ったらわかるの？」など心を傷つけることを繰り返すなど



障害者虐待の防止 —発見したら通報を—

問い合わせ 福祉課 ☎59-2146

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することと法の目的を定めています。

障害者とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能に障害がある人で、障害や社会的障壁によって生活に相当な制限を受ける人を対象としています。

相続・遺言に関する 無料相談会

問い合わせ 広島司法書士会
電話相談 ☎082-511-7196
面談相談（要予約） ☎082-221-5345

相続・遺言に関する悩みを抱えた方への相談会です。

とき	ところ
9月4日	広島司法書士会 総合相談センター (広島市中区 上八丁堀6-69)
10月2日	
11月6日	
12月4日	
令和5年 2月5日	
3月5日	

放棄・放置
失禁などの放置・話しかけられても無視するなど
経済的虐待
年金などの流用や財産の不適切な処分など

虐待を知ったら通報窓口へ
虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、次の通報窓口へ通報してください。虐待を受けた障害者が通報窓口へ届けることもできます。

通報窓口 福祉課
電話 ☎592146
メールアドレス
fukushi@city.otake.hiroshima.jp

法務局 大事な遺言書 預かります

自筆証書遺言書保管制度

問い合わせ
広島法務局廿日市支局 ☎0829-31-2164

遺言とは、自分の大切な財産を大切な人に確実に託すために行う、遺言者の意思表示です。遺言がないために、相続を巡り親族間で争いが起こることも少なくありません。遺言を残すことは、このような状況を防止するための最適な方法といえます。

遺言は一般的に、法律の専門家である公証人に依頼して作成してもらう公正証書遺言と、遺言者が自書して作成する自筆証書遺言とがあります。自筆証書遺言の場合、遺言者の死亡後、相続人などに発見されないなどの問題が指摘されており、遺言制度の活用が進んでいない状況にあります。

法務局では、遺言者が自書した自筆証書遺言書を保管する制度を開始しています。大切な遺言を保管する方法として本制度を活用してください。

保管申請の手続きなどは事前予約制です。詳しくは、広島法務局ホームページ、または広島法務局廿日市支局へお問い合わせください。